

第 1 6 1 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 7 月 1 8 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 7 月 1 8 日（木）午前 9 時 4 3 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 7 月 1 8 日（木）午前 1 0 時 4 5 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理人（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹
 主幹 佐藤 孝司 担当課長補佐 逢坂 篤之
 主事 森上 諒佑

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 （2）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 （3）転用事業計画変更承認申請について
 （4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 （5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 （6）農業振興地域整備計画変更に関する意見について（令和 6 年 2 月締分）

- 報 告（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 （2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 （3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 （4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 （5）農地改良届について
 （6）転用事業計画変更承認届について

第 2 号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 岡本 岩男

6番 奥田 哲也

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第161回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席はありません。

本日の議事録署名委員を指名します。

5番 ^{おかもと}岡本 岩男 委員、6番 奥田 哲也 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

逢坂 課長補佐 議案の訂正があります。申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、4ページ14番が7月10日付で取下げ書が提出されました。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、新規農による所有権移転です。受人は賞田に居住する会社員です。営農計画書によりますと、自宅近隣の畑で母親とともに自給的な野菜栽培を行うものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告願います。

原推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 課長補佐 1ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約57アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約12.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約41アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考え

ます。

5番、借入地の取得及び増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 2番から5番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおりいずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から5番までの5件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 2ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区瀬戸町沖の弟の持ち家に家族5人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には引き続き弟が居住します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区平井の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、また妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区長岡の借家に家族3人で居住していますが、両親の面倒を看るために便利で、また農業を継ぐことを考え、妻の実家近隣の妻の父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、中区今在家の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる夫の父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は中区長利の会社役員ですが、自家用の車とバイクの駐車場が不足しており、また申請人が代表を務めるバイク販売店の販売用バイクを保管する駐車場も不足しているため、自宅から近い申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は流通業務施設で所有権を移転します。

受人は中区神下で運送業を営む法人で、申出地隣接に流通業務を行うグループ会社があり、輸送網の集約・輸配送等の合理化により流通業務の効率化をはかるため申請地を取得し、流通業務施設として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から12番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、南区新保の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利で、夫の実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、東区西大寺中野の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3ページ9番、受人は現在、北区久米の借家に家族3人で居住していますが、子

どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、育児、家事、仕事の並立がしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、中区円山の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、北区平田の借家に家族3人で居住していますが、出産の予定があり家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、受人は現在、中区平井一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、北区今六丁目の借家に1人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番は取下げです。以上です。

議長
原推進
委員
議長
全員
議長
逢坂
課長補佐

中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

1番から13番までの13件について審議した結果、事務局の説明のとおりいずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

4ページ15番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区古都南方の借家に母親、祖母と3人で居住していますが、近々結婚予定で手狭なため、現居住地近隣の申請地に自己専用住宅を建築し、家族全員が移り住むものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は東区西大寺金岡の借家に妻子とともに居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、実家に近く、子育ての協力が得られる父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、令和6年4月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は運動場で所有権を移転します。

受人は神戸市に本拠を置く学校法人で、東区瀬戸地域で■■■■■を運営しています。当該■■■■■は部活動に力を入れており、■■■■■内に陸上トラックを保有していますが、多数の部員が利用できる状況にはないことから、ランニングコースの新設を計画しました。

申請地はキャンパス近傍で、適度な勾配があり、1周1キロメートルの周回コースが取れることから適地と判断し、ここに運動場を設置するものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、ランニングコースやウォーミングアップスペースなどの利用計画から妥当なものとして判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ18番から20番は同じ地域ですので同時に説明します。申請地はいずれもJR瀬戸駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

18番、受人は現在、津山市の借家に家族4人で居住していますが、申請人（夫）の転勤が決まり、これを機に勤務先に近く利便性の高い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、受人は現在、東区瀬戸町下の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え、手狭となったため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、受人は現在、中区中井三丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え、手狭となったため、申請人（夫）の勤務先に近く、また申請人（妻）の実家へも行き来しやすくなる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 15番から20番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおりいずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 17番について、規模が大きいが、大規模な造成を行わず使用が可能なのか。また地元の方は特に何も言われていないか、確認したい。

岡本岩男 傾斜があまりないので、造成は不要なのだと思います。また地元からは、特に何も聞いていません。

委員 ほかにありますか。

議長 ありません。

委員 それでは、申請等（２）は、１番から２０番までの２０件の内、取下げの１件を除く１９件を許可と決定してよろしいか。

委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。なお１７番は転用面積が３０００平方メートルを超えていますので、７月２９日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等（３）転用事業計画変更承認申請について、を審議します。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 ７ページ１番、権利の変更を目的とする承認申請です。

申請人は令和５年５月に自己専用住宅を転用目的として、所有権移転での５条許可を受けましたが、権利の内容を使用貸借権の設定に変更するものです。なお申請地は妻の父所有の土地です。権利の内容以外の変更はなく、転用許可基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 １番について審議した結果、承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

委員 ありません。

議長 それでは、申請等（３）は、１番を承認と決定してよろしいか。

委員 よろしい。

議長 それではそのように決定します。

次に、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂 今回の利用集積計画について説明します。

課長補佐 東区分のみで８ページ１番と２番の２件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも農地の所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

逢坂 9ページ1番から12ページ20番までの20件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、1番から20番までの20件を受理と決定します。

次に、別紙の申請等（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂 別紙第1号議案、申請等（６）農業振興地域整備計画変更に関する意見について説明します。令和6年2月とりまとめ分で、内容についてはご覧のとおりです。委員さんからご意見をいただき、現地確認の上、農林水産課と協議を行った結果、すべての案件について変更計画案がまとまり、農林水産課から最終の意見照会がありました。各地区協議会でご審議いただいた結果、岡山地域・瀬戸地域とも変更計画案は適当であるとの意見となっています。以上です。

議長 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（６）については、岡山地域・瀬戸地域とも原案は適当であるとの意見でよろしいですか。

全 員 よろしい。

議長 長 それではそのように決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

逢坂 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、13ページ1番から4番までの4件で、転用目的は宅地等2件、公衆用道路1件、共同住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、14ページ1番から6番までの6件で、転用目的は自己住宅1件、集合住宅1件、分譲住宅地3件、駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、15ページ1番から4番までの4件です。解約理由はすべて耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、16ページ1番の1件で、内容は農作業場兼農用資機材置場です。

報告（５）農地改良届は、17ページ1番の1件で、内容は果樹園です。

報告（6）転用事業計画変更承認届は、18ページ1番の1件で、所有持分を変更するものです。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時45分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員